

9 国際経済連携

(1) 輸出入・港湾手続の見直し

アジア・ゲートウェイ戦略会議で取りまとめられた「貿易手続改革プログラム」を踏まえつつ、以下の事項について措置する。

真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」の構築

貿易手続のIT化の推進は、ペーパーレス化等に伴う事務コストの削減が期待できるだけでなく、リードタイムの短縮やセキュリティ管理の適正化が図られ、グローバルなサプライチェーン・マネジメントを実現することが可能となるなど、多くのメリットが存在する。その流れに沿い、平成20年10月稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」では、通関、港湾関連、検疫、乗員上陸許可などの貿易諸手続が簡素化・統一化され、真のワンストップ・サービスの提供が期待されているところである。

しかしながら、これら貿易手続に共通する手続や基礎的情報の共通化・反復利用の推進や、各港湾管理者によって異なる港湾関連手続申請書式の統一化・簡素化など、真に利便性の高いシステムを実現することへの課題は多い。加えて、アセアン・シングルウィンドウなどとの国際的なシステム連携への取組も求められている。

このため、「次世代シングルウィンドウ」については、単なるシステム接続にとどまらず、利用者の視点に立ち、民間ビジネス・ニーズに沿って、真に利便性の高い、簡素で効率的なシステムとすべく、以下に示す措置が図られ、また、不断の見直しを行っていく必要がある。

ア 「次世代シングルウィンドウ」における業務プロセス改善(BPR)の徹底【平成19年度以降継続実施】

平成20年10月から稼働予定の「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)について、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」(H17.12.28 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)として決定された事項(申請情報の反復申請回避、基礎情報項目の反復利用、情報項目の共通化等)の検討を加速し、業務プロセス改善(BPR)の徹底を図る。(運輸ウ)

イ 「次世代シングルウィンドウ」の在り方に関する継続的な見直し【平成19年度の早期に検討の場を設置、以降継続実施】

「次世代シングルウィンドウ」については、常に利用者の立場に立って継続的な見直しを行う体制を構築することが、真に利便性の高いシステムの構築に寄与

する。従って、「次世代シングルウィンドウ」の在り方について、平成 20 年 10 月以降も利用者の立場に立って継続的な見直しを行い、「中核となる基幹システム」の在り方や構築方法について検討を行うことを確保するため、官民合同で検討を行う場を設ける。あわせて、「次世代シングルウィンドウ」については、民間のシステムとの相互のデータの受け渡しが行えるよう、システムのオープン化を進める。(運輸ウ)

ウ 「次世代シングルウィンドウ」における港湾手続の統一化・簡素化を目的とした統一モデル様式の作成及びその採用の要請【平成 19 年度中に措置】

「次世代シングルウィンドウ」について、アジアトップクラスに匹敵する IT 化・ペーパーレス化の徹底、複数寄港しても最初の入力で済む高い利便性を目指し、主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化を進め、「次世代シングルウィンドウ」への機能追加を図る。

そのためのステップとして、各港共通の手続で、入力情報の利活用の効果が高い手続(入出港届、入港前船舶運航動静等通知、荷役設備その他係留施設の使用許可等)の申請書式の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成した上で各港湾管理者へ通知し、その採用を要請する。(運輸ウ a)

エ 各港湾の申請書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」での一元化の推進【平成 20 年 10 月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に措置】

真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を実現するためには、各港湾管理者によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化が不可欠である。従って、各港湾管理者が、規則等の改正により国の統一モデル様式を採択するとともに、統一申請項目窓口を「次世代シングルウィンドウ」に一元化するよう国として推進する。その際、各港湾管理者の独自の手続については、スケジュールを定め、必要な様式の統一を図った上で、「次世代シングルウィンドウ」に着実に追加していく。一方で、各港湾で固有・特有にならざるを得ない種類の申請については、操作が手間にならないようなシステム間の連携を図る。

また、事後届出や報告等となり必要性が後退している(使用頻度が低い)申請項目は統合・撤廃等を行い、港湾関連手続の簡素化を実現する。

さらに、各港湾の申請書式の統一化や所要のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表する。

なお、推進に際しては、「次世代シングルウィンドウ」稼働から 1 年程度で一定

の成果が得られるような早期実現の工夫を検討する。(運輸ウ b)

オ 「次世代シングルウィンドウ」の国際的なシステム連携について、明確な目標を定め、その実現に向けて交渉を開始する。【平成 19 年度以降継続実施】

国際的なシステム連携について、2005 年 12 月のアセアン首脳会合における合意文書において、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている 2012 年に、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に向けて交渉を開始する。また米国、EU、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組む。(運輸ウ)

カ NACCS の業務範囲、利用料金、運営形態等の検討【平成 19 年早期に検討の場を設置、平成 19 年中に結論】

現在、別々のシステムとして運用されている NACCS と港湾 EDI について、一本化を視野に、その具体策とこれを運用する NACCS センターの運営形態について検討し、結論を得る。

またその検討に関連し、NACCS の業務範囲、利用料金等については、NACCS 利用者の代表者全ての関係者が広く参加できるオープンな場において検討する。(運輸ウ)

スピードとセキュリティが両立した国際的に優れた輸出入通関制度の確立

我が国の貿易関連手続は、IT 化や適正な貨物管理技術の進歩、関税法等の改正による制度改善などにより大きな改善を遂げ、リードタイムの短縮、コストの削減を実現してきたところである。しかしながら、9・11 同時多発テロを契機とした米国の新しいセキュリティ・プログラムの導入等を契機として、これまでの産業界のリードタイム短縮の取組が吹き消されてしまう影響が生じるなど、サプライチェーン全体で貨物のセキュリティ管理を図ることの重要性が世界的に認識され、貨物セキュリティ管理と物流効率化を如何に両立させるかが課題となっている。

こうした中、我が国経済の競争力強化の観点からは、事業者のコンプライアンスを重視しながら、国際的な流れに対応した貨物セキュリティ管理体制をサプライチェーン全体で構築し、米国をはじめとする貿易相手国における取扱も含めた物流効率化を推進することが重要である。このため、以下に示す措置を図り、国際的にも高水準の簡素で効率的な通関制度を構築し、物流効率化を推進する必要がある。

ア 輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」の意義、効果等の再検証等【平成 19 年度中に結論】

昨今のIT化の進展と貨物の安全管理制度の整備により、輸出貨物の生産拠点から船積みまで切れ目のない安全管理と追跡が行える体制が現実のものとなっている。その現状を踏まえ、できる限り貨物の立ち寄り箇所を少なくすることによって、物流全体のリードタイムの短縮、コスト削減を実現すべく、輸出におけるいわゆる保税搬入原則について、その意義、効果等を再検証し、そのメリット、デメリット等を整理した上で、「保税搬入原則」をはじめとする今後の現行保税・通関制度全体の改革の方向性とスケジュールを具体的に示す。(運輸ウ)

イ コンプライアンス制度の調和と見直し【平成 19 年度以降継続実施】

関税法に基づく輸出・輸入・保税の法令遵守規則については、関税法改正に合わせて、可能な限り一本化されたところである。しかしながら、これら法令遵守規則及び関税法以外の輸出管理社内規定その他の法令遵守規則については、事業者負担を必要最小限にとどめ、物流効率化を図る観点から、徹底した見直しを行い、不必要な審査を排除し、事業者負担の軽減と物流効率化に向けて継続的な見直しを行う。なお、その際、関税法における包括事前審査制度を含め、既存の承認事業者については、改正後の制度に円滑に移行できるよう配慮する。(運輸ウ)

ウ コンプライアンス優良事業者に対する優遇制度の拡充【平成 19 年度以降継続実施】

貨物セキュリティ管理については、事業者のコンプライアンスと自主管理を基盤とし、コンプライアンスに優れた事業者をできるだけ多く確保していくことが、物流効率化との両立を図る上で不可欠であるとの認識に基づき、コンプライアンスに優れた事業者を認定し、手続の簡素化等のメリットを与える制度を一層拡充する。

具体的には、特定輸出申告制度、簡易申告制度等について、貨物セキュリティ管理と物流効率化の両立を図る観点から、制度利用者の一層の拡大を目指す。そのため、制度見直し後の利用状況を定期的に公表し、制度の利便性向上と事業者のコンプライアンスの充実に向けて、事業者の意見も踏まえ、制度の対象となる事業者の範囲を含め、必要な制度の見直しを継続的に行う。

特に、特定輸出申告制度については、その利用状況が極めて低いまま推移することのないよう、民間への周知徹底を図るとともに、当面、特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を平成 20 年末に 5 割超まで高めていくことを官民の目標とし、取り組む。(運輸ウ)

エ 相互認証を視野に入れた国際連携のための環境整備【平成 19 年度以降継続実施】

我が国からの輸出貨物について、輸入先国において円滑かつ迅速な取り扱いを受けることを当面の最優先課題とし、また、将来的には輸出・輸入両国での貨物セキュリティ管理に関する相互認証を視野に入れて、国際的な相互認証の流れも踏まえ、主要貿易相手国との対話を推進することが必要である。

したがって、貨物セキュリティ管理と物流効率化の両立に関する世界の動向に関し、実態把握のための調査を早急に行うとともに、我が国のコンプライアンス制度を、サプライチェーンの流れに沿って図式化し、これらをベースに、政府間対話の進捗等も踏まえ、将来の貨物セキュリティ管理に関する国際連携に向けて、国際的な相互認証を行い易いよう、WCOにおけるガイドラインなどとの国際的な整合性を確保した我が国のコンプライアンス制度の充実、貨物セキュリティの確保等を官民で検討する。(運輸ウ)

原産地規則・原産地証明発給制度の再設計

原産地規則は、貿易取引される商品が原産品であることを確定するためのルールである。また、原産地証明書とは、貿易取引される商品が原産品であることを証明する書類のことを指す。これら原産地規則及び原産地証明書発給制度は、貿易関係手続きの一環として、その発給手続きの簡素化・迅速化は重要な課題である。また、これに加え、近年、各国がその推進に力を入れている経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）に基づき、輸入者が特惠関税を得るために提出が必要となる特惠原産地証明制度において、その使い勝手に関する課題が指摘されている。このため、利用者の立場に立った真に利便性の高い原産地規則及び原産地証明発給制度の実現ならびにその運用のため、以下の措置を図る。

ア 原産地証明発給手続の実態調査【平成 19 年早期に措置】

現行の原産地証明制度について、貿易関係手続の一環としてその発給手続の簡素化・迅速化は重要な課題である。その実現のためには、利用者からの意見も十分に踏まえつつ、使い勝手の良い制度・運用に向けて、現行の原産地証明書発行の大半を占める商工会議所の活動実態について、その利用者を中心に改善要望について広く調査を行い、実態の把握に努める。(運輸ウ)

イ 経済連携協定（EPA）に基づく原産地規則・原産地証明発給制度の在り方の見直し【平成 19 年度以降継続実施】

EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い

勝つてのよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直す。また、特定原産地規則の統一化・簡素化やコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積極的に進める。(運輸ウ)

(2) 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

在留外国人の入国後のチェック体制の強化

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」、及び内閣官房が主宰する「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において、関係各府省が相互に連携・協力して審議した結果や、個人情報保護に関する法律や条例等の趣旨も踏まえつつ、以下の事項について措置する。

ア 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

外国人登録制度が後述 イのとおり大幅に見直されることを踏まえ、外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報について、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、地方入国管理局が利用する外国人出入国情報システムと適法な在留外国人の台帳制度など、国の機関と地方公共団体との間において、及び、法務省と厚生労働省など、国の機関同士において、合理的な範囲で相互に照会・提供する仕組みの整備を行う。

これにより、国民健康保険の被保険者資格のように、本人の届出以前に資格が発生している場合の適用促進や、学齢児童生徒及び保護者への就学案内など、外国人住民からの申請がなくとも提供される行政サービスに係る利便の増進につながることで、後述 オの在留資格の変更、及び在留期間の更新許可に係る審査を効率的・効果的に行うことができ、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」との地方自治法第 10 条第 2 項の規定が、外国人住民にとっても更に有効に機能することになると考えられる。(法務ウ a)

イ 外国人登録制度の見直し【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

外国人登録法(昭和27年法律第125号)は在留外国人の公正な管理に資すること

を目的としており、この点において出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）と変わるところがない。その目的は、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることで達せられるとされるが、この点により、外国人登録制度は外国人住民の地位に関する記録としても利用されるところとなっている。

しかしながら、事務を行う市町村では、現行の外国人登録制度が世帯単位での住民の捕捉を想定していないため、これを把握して行政の効率的な運用に資するべく、独自のシステムを構築し、その開発や維持管理に相当の経費を支出せざるを得ない等の課題もある。

したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。その際は、先述 アの外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。

なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。

また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法第7条の2が規定する在留資格認定証明書や、同法第19条の2が規定する就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。（法務ウ b）

ウ 使用者に対する責任の明確化

（ア）不法就労者を使用する事業主への厳格な対処【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項は、「事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者」や「外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下においた者」等を不法就労助長罪の処罰の対象としているところ、同罪は故意犯であるため、当該外国人の在留資格に関する認識がない旨弁解した場合には、同罪の適用は必ずしも容易ではない。

そこで、事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなど

の問題を踏まえ、不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正する。

なお、同法の改正内容は、後述ウ(イ)の「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」との間で連携を図るのと併せて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」(平成5年5月26日労働省基発第329号、職発第414号、能発第128号通達)による外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格の確認を実効性あるものとする。(法務ウ cア)

(イ)「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化【平成19年度措置】

職業安定法(昭和22年法律第141号)第53条の2において、厚生労働大臣は法務大臣の協力を求めることができるとされ、この協力を求めるのに必要となる外国人の雇用状況を把握するため、職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第34条において、厚生労働大臣は事業主に外国人雇用状況の報告について協力を求めることができる旨が規定されている。

当該報告を、不法就労の防止、雇用保険の加入促進等、職業安定行政における必要性の観点から再整理して、雇用対策法(昭和41年法律第132号)を改正する。改正後は、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても、雇用対策法や雇用保険法(昭和49年法律第116号)における現行規定との均衡を図りつつ、併せて措置する。

なお、報告先は従来通り公共職業安定所とし、様式や時期についても雇用保険被保険者資格に係る手続と同様とするなど、事業主の事務負担には十分に配慮する。また、収集した情報は出入国管理行政における効果的な在留管理の実施や、社会保険加入の徹底につなげるよう活用する。

さらに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に規定されている事項のうち、必要な事項を法的根拠のある指針に位置付けることについては、外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格確認義務の実効性が上がるよう、先述ウ(ア)の「不法就労者を使用する事業主への厳格な対処」に係る出入国管理及び難民認定法の改正の方向性をも念頭に置きつつ、結論を得、速やかに措置する。(法務ウ cイ)

エ 使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化【ア、イの施行までに措置】

「入国・在留審査要領」(平成17年7月26日法務省管在第3260号通達)において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民

認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。

格上げに当たっては、先述 ウ（イ）の外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者（研修生等）も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徴求事項への対応を可能とする随時照会・回答といった手法についても規定する。（法務ウ d）

オ 在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等【ガイドライン化については平成 19 年度措置、不許可事例の公表については 19 年度以降逐次措置、情報収集の在り方については アの施行までに検討・結論】

現行法令下における在留管理制度の 1 つである出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格の変更の許可、もしくは在留期間の更新の許可を外国人が得るためには、変更、あるいは更新を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限るとされる。相当の理由があるか否かの判断は専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の在留の状況、在留の必要性、相当性等を総合的に勘案して、認めるに足りるか否かを判断するとされる。

一方、外国人の在留期間の長期化、定着化傾向が進む中で生じている事象をかんがみるに、受け入れた外国人及びその家族の人権や文化的・社会的背景に配慮しつつ、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」との地方自治法第 10 条第 2 項の規定も考慮しつつ、個別・具体的に対応することがますます重要になってきていると考えられる。

したがって、当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、法務大臣の自由な裁量を認めつつも、出入国管理及び難民認定法第 22 条、及び「永住許可に関するガイドライン」（平成 18 年 3 月 31 日法務省入国管理局公表）に倣って、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」、かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮し、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、その内容をガイドライン化するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。

なお、考慮する事項としては、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ（家族が同時に滞在している場合には）子弟の就学状況、カ（在留資格の特性に応じ）日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべき

であるが、列挙した事項を外形的に利用することについては、徴収猶予等の付随する状況を慎重に判断して運用することにも留意して措置する。

特に、オの子弟の就学状況に関しては、我が国に居住する外国人児童・生徒の保護者には日本国憲法第 26 条の規定が適用されないとされる中、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）（昭和 54 年条約第 6 号）第 13 条は外国人児童・生徒も対象として含むことから、同条が外国人児童・生徒の我が国における教育の機会を保障していながら、その不就学の問題が指摘される状況にあって、どのような場合に在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、不就学外国人児童生徒支援事業のほか、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、幅広く検討を行う。さらに、カの日本語能力に関しても、我が国においては各地の国際交流協会等が中心となって在留外国人に日本語教育機会を提供する現状にあって、地域日本語教育支援事業、JSL カリキュラム（日本語を第 2 言語として学習するカリキュラム）の開発に加え、我が国の受入れ機関の関与の在り方、送出し国における態勢の構築支援など、同様に幅広く検討する。

また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、先述 ア「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」の施行までに検討し、結論を得る。（法務ウ e）

カ 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等【ア、イに係る関係法案提出までに検討、結論】

在留資格「永住者」は他の資格と異なり、一度許可を受ければ退去強制事由に該当しない限り我が国に引き続いて在留することが可能である。以降は在留期間の更新手続が原則として不要になるという意味では、出入国管理及び難民認定法が外国人に認める最も安定的な法的地位である。

その安定的な効果は同法第 22 条第 2 項が規定する「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」、かつ「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件に支えられていると考えられるが、「永住者」が在留管理上の規制をほとんど受けないとの現状は、在留期間に制限のあるその他の在留資格を得た者や、国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）により帰化の許可を得て我が国の国籍を得た者に係る権利・義務関係との間で均衡を図る必要がある

と考えられる。

したがって、先述 ウ(イ)の「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。(法務ウ f)

外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備

ア 実務研修中の法的保護の在り方【 (イ)の施行までに措置】

現在の研修期間中に支払われる研修手当は、出入国管理及び難民認定法上、在留資格「研修」が非就労資格と規定されていることから賃金ではなく、「生活する上で必要と認められる実費の支給」という位置付けとなっている。しかしながら、研修生を受入れる企業等の中には、これを悪用して研修生を実質的に低賃金労働者として扱っているものも見受けられ、国内のみならず研修生送出国からも適正化が求められているところである。

したがって、研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。(法務ウ a)

イ 技能実習生に係る在留資格の整備【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

平成 17 年の技能実習生への移行者数は 32,394 人を数え、他の就労可能な在留資格の多くと遜色ない水準にあるものの、その在留資格は「特定活動」として、在留活動は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、その内容は法律において明確になっていない。

したがって、第 2 次出入国管理基本計画(平成 12 年法務省告示第 119 号)において既に指摘事項でもあったこの点については、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。(法務ウ b)

ウ 法令以外の規定に基づく規制等の見直し【 (イ)の施行までに措置】

外国人研修・技能実習制度に関して現在有効な規制としては「技能実習制度に

係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成5年法務省告示第141号)「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成5年4月5日労働大臣公示)「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成11年2月法務省入国管理局公表)が挙げられる。

受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任は、以上の規制等においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。(法務ウ c)

「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化【平成19年度以降逐次実施】

現在、専門的知識や技術的能力を有する外国人が我が国において就労可能とされる在留資格の中に、「技術」、「人文知識・国際業務」がある。これらの在留資格においては、自然・人文科学の分野に属する知識・技術を要する業務につき、大学卒業の学歴(又はこれと同等以上の教育を受けたこと)を有すること、又は、10年以上の実務経験を有することのいずれかが求められている。

このため、例えば、機械工学等の技術者、通訳、工業デザイナー等が典型事例と考えられるほか、留学生が我が国の大学の福祉系学部を卒業したのち、我が国の社会福祉士の国家資格を取得し、在留資格「人文知識・国際業務」に基づく業務について、我が国での就労が許可される場合がある。その他に、該当する業務に必要な学歴又は実務経験を満たした上で国際線及びそれに関連する業務に従事する、いわゆる客室乗務員に関しても、同様に「人文知識・国際業務」を得て我が国での就労が許可される場合があり得る。

こうした事例を踏まえ、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図る。(法務ウ)

「企業内転勤」における活動範囲の見直し【平成19年度検討、結論、平成20年度措置】

出入国管理及び難民認定法が外国人に我が国での就労を認める在留資格の1つである「企業内転勤」は、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関が外国に有する事業所の職員が、本邦にある事業所に期間を定めて転勤し、当該事業所に

において、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の項に掲げられた活動を行うものとされる。

一方で、いわゆる多国籍企業の我が国における活動は、本店所在地が我が国であると外国であるとを問わず多様なものとなっており、「技術」及び「人文知識・国際業務」に掲げられた内容に止まらない現状にあると考えられることに加え、在留資格「企業内転勤」を得て入国する外国人の数は平成 17 年で 4,184 人と、アメリカやイギリスなど対内直接投資残高の多い国との比較において少ないことから、当該資格に係る規制、及びその運用の改善は対内直接投資を促進する側面を有するとも考えられる。

したがって、「対日直接投資促進策の推進について」(平成 15 年 3 月 27 日及び平成 18 年 6 月 20 日対日投資会議決定)において示された、雇用・生活環境の整備の一環として外国人の入国、在留制度を改善して対日直接投資残高の増加に寄与させるとの観点、さらに「第 3 期科学技術基本計画」(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)において示された、優れた外国人研究者の招へい・登用を促進するとの観点も踏まえつつ、企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において 1 年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは 3 年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有すること、又は、従事しようとする研究分野において 10 年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有することが必要とされる在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置する。(法務ウ)

高度人材の移入に資する在留期間の見直し【遅くとも平成 21 年通常国会までに 関係法案提出】

出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 第 3 項に基づき、我が国における外国人の在留期間は概ね 3 年になっているところ、構造改革特別区域における規制の特例措置を経たのちに全国展開された特定研究活動及び特定情報処理活動等についてのみ 5 年とされている。

我が国の経済等に貢献する知識や技術を有するその他の高度な人材についても、安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある他、その受入れ数は伸び悩んでいる中で、政府方針に沿って積極的な受入れを促進するための施策の一つとして、在留期間の上限を見直す。

不法残留者等の不法滞在者のみならず、正規の在留資格を有しながら本来の目的

と異なる活動を行う偽装滞在者が社会問題化し、厳格な対応が求められている点について、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる。(法務ウ)

高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し【平成 19 年度検討、結論、遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置】

我が国の入国管理制度上、外国人が一旦出国することにより、当該外国人に係る各種の上陸許可の効力や付与されていた在留資格・在留期間・地位は消滅するとされるが、出入国管理及び難民認定法第 26 条は、外国人が我が国を出国する前にあらかじめ再入国許可を得た場合には、再び我が国に入国するに当たって査証を不要とし、再入国した時点でも出国以前の在留資格及び在留期間が継続すると規定している。

しかしながら、専門的・技術的分野の外国人労働者は、我が国に在留することが許可された後であっても、外国への出張や送出し国への一時帰国の機会が少なくなる。その都度、地方入国管理局に申請して許可を得る必要があることは、高度人材の円滑な移動を妨げている面があるとの指摘がある。

したがって、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、再入国許可制度の見直しについて措置する。(法務ウ)